

一関地区広域行政組合職員人事評価実施規程

平成28年3月31日

一関地区広域行政組合訓令第1号

(趣旨)

第1条 職員の人事評価は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定めるもののほか、この訓令の定めるところにより実施する。

(準用)

第2条 職員人事評価実施に関しては、一関市職員人事評価実施規程（平成28年一関市訓令第1号）を準用する。この場合において、「当市」とあるのは「当組合」と、「総務部長」とあるのは「事務局長」と、「総務部職員課」及び「職員課長」とあるのは「職員主幹」と、「副市長」とあるのは「副管理者」と、「市長」とあるのは「管理者」と、「市長部局」とあるのは「管理者部局」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。